

議案第5号

訴訟上の和解について

育英資金貸付金返還の請求について、次のとおり、相手方と和解するため地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求める。

記

1 和解の相手方の所在地及び氏名

勝山市芳野町○丁目○番○○号

○○ ○○

2 事件名 育英資金貸付金返還請求事件

3 未払育英資金貸付金の額

平成10年度から平成15年度までの未払育英資金貸付金の合計 金736,000円

4 訴訟の経緯と和解の申出

相手方は、育英資金貸付金を返還せず滞納し、督促、催告等再三にわたる請求にもかかわらず、支払いをしないので、平成28年3月2日付け、大野簡易裁判所に支払督促の申立てをした。これに対し、相手方は督促異議の申立てをし、通常訴訟に移行したが、相手方から毎月20,000円に分割して支払いたいとの申し出があった。

5 和解条項の内容

別紙和解条項のとおり

6 和解期日

平成28年5月10日、大野簡易裁判所において、裁判上の和解をする。

平成28年4月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

相手方は、育英資金貸付金を滞納したが、現在の相手方の収入からして、未払いの育英資金貸付金を一括して支払うことは困難である。そこで現実に毎月履行可能な金額での分割払いを認め、和解することにより、市の債権の保全を図るものである。

大野簡易裁判所平成28年(少)第10号

和解条項案

- 1 被告は、原告に対し、本件育英資金貸付金返還債務として、金73万600円の支払義務があることを認める。
- 2 訴訟費用のうち、原告の支出した支払督促申立手続費用合計金5964円並びに訴訟手続移行に伴う追納手数料金4000円及び送達費用金1072円（総合計金1万1036円）は被告の負担とし、その余は各自の負担とする。
- 3 被告は、原告に対し、第1項及び第2項の合計金74万7036円を次のとおり分割して支払う。
 - (1) 平成28年6月から平成31年6月まで毎月5日限り 金2万円ずつ
 - (2) 平成31年7月5日限り 金7036円
- 4 被告が前項の分割金の支払を2回以上怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、前項の金員から既払額を控除した残額を支払う。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 当事者双方は、当事者間には、本件に関し、本和解条項に定めるものほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上